平成２２年（フ）第６０８６号
東京都足立区足立４丁目17―20―302
債務者　遠藤きさ子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９０号
東京都品川区小山５丁目２－４―104
債務者　高崎　浩二（旧姓君塚）
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６０９４号
東京都東大和市蔵敷３丁目766―イ11―306
債務者　佐藤　勝二
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０６号
東京都中央区月島２―17―10　救世軍自助館内、住民票上の住所東京都杉並区和田１丁目41－５
債務者　高橋　　治
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０７号
神奈川県川崎市多摩区菅城下11―20―201
債務者　松谷アナリーベントウラこと　マツタニ　アナリー　ベントウラ
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０８号
東京都足立区栗原３丁目24―１―203
債務者　小森　亮平
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０９号
東京都江戸川区中葛西６丁目５―12―105
債務者　佐久間敏見
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１０号
東京都台東区日本堤１丁目17―７
債務者　齊藤　裕継
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１３号
東京都練馬区大泉町４丁目23―12―102
債務者　小針　享子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１１５号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目９－１
債務者　吉村　直久
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１２０号
宮城県大崎市古川駅前大通５丁目３―37
債務者　白出さだ子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１２３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目11―14―307
債務者　深川　智世
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１２５号
東京都新宿区新宿５丁目１－９―303
債務者　村上　貴尚
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１３０号
東京都大田区南蒲田３丁目10―21―101
債務者　片山武信呂
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１３１号
東京都葛飾区柴又１丁目22―15―101
債務者　加藤　正照
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１３３号
東京都板橋区徳丸１丁目61―15―301
債務者　高橋　静男
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部